水振第 143号

令和 3

#

σı

月 13 日

岩手海区漁業調整委員会 会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について (諮問)

42 条第1項及び同規則第 11 条第1項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいの 意見を求めます。 業について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読み替えて準用する同法第 岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第 66 号)第4条第1項各号に掲げる知事許可漁 同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第3項の規定により、貴委員会の

担当:農林水産部水産振興課

漁業調整担当 山根

電話:019-629-5819 FAX:019-629-5824

E-mail: k-yamane@pref.iwate.jp



なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手 県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

| | 漁業種類 水産動 植物の 種類 | 漁具の種類 その他の漁 業の方法 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の 馬力数 | 船舶の 総トン数 | 漁業者の資格 | 許可また は 記 可 き 漁 、 者 の 数 |
|----------|--------------------------|------------------------|-----------------|-----------------------|--------------|-------------|---|---|
| 繁殖期なまこ漁業 | なまこ | 簡易潜水器 | 第共業漁者同得域一同権業か意た | 6月1日 から7月 31日まで | _ | _ | 岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部 (宮古水産振興センター) 管内に住所 を有し、第一種共同漁業権の漁業権者又は漁業 権者から操業の同意を得ている者 | 1 |

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間令和3年5月21日から令和3年6月21日まで

(3) 備考

- ① この許可の有効期間は、許可の日から1年間とする。
- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 種苗生産以外の目的で採捕してはならない。
 - イ・・・(漁獲予定数量)を超えて採捕してはならない。

- ウ 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。
- エ 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。
- オ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

固定式刺し網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第6号に掲げる次の固定式刺し網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 固定式刺し網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| (2 | 2) 漁業種 水産動 植物の 種類 | 種 漁具の種類 その他の漁 業の方法 | 操業 区域 | 漁業時期 | 推進機関の 馬力数 | 船舶の総トン数 | 漁業者の資格 | 許可また は起戦を 認可を がき 船舶 等の数 |
|----------|----------------------------|-----------------------------|----------|-------------------------------|--------------|------------|---|--|
| 固定式刺し網漁業 | アイナメ等 | 刺し網 | 岩手県沖面 | 1月1日 から 12 月 31 日 まで | 制限なし | 20トン未 満 | 岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有する者 | 101 |
| | | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部 (宮古水産振興センター) 管内に漁業 根拠地を有する者 | 60 |
| | | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者 | 38 |
| | | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁 業根拠地を有する者 | 113 |

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年6月9日から令和3年7月9日まで
- (3) 備考
 - ① この許可の有効期間は、令和3年8月1日(令和3年8月2日以降の場合は許可の日)から令和6年7月31日までとする。

- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 第2種共同漁業の漁場の免許区域内の海域においては、操業してはならない。
 - イ 水深 400 メートル以浅の海域においては、めぬけの採捕を目的として操業してはならない。
 - ウ 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の別表第4に規定する沖合底びき網漁業の禁止区域以外の海域においては、けがにの採捕を目的として操業してはならない。
 - エ さけ、ます、雌のけがに及び甲長8センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。
 - オ 毎年4月1日から11月30日までの間、けがにを採捕してはならない。
 - カ 毎年 10 月 1 日から 12 月 15 日までの間、網目の大きさと鉛直方向における網目の数を掛けた長さが 5 メートルを超える刺し網を使用してはならない。
 - キ 刺し網の長さ(仕立て上がりの状態における浮子綱の長さをいう。)の合計が1,800メートルを超えて刺し網を船内に積み込んではならない。
 - ク 刺し網は、沈子綱を海底につけて敷設しなければならない。
 - ケー資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。